

# 復興特別所得税について

平成 23 年 12 月 2 日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年法律第 117 号）」が公布され、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間にわたり、所得税額に対して 2.1% の「復興特別所得税」が付加されることになりました。

このため、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる預金利息や公共債の利子のほか、投資信託の譲渡益や分配金の所得税額に対しても、復興特別所得税が付加されます。

## 復興特別所得税を付加した税率（平成 25 年 1 月 1 日以降）

	平成 24 年 12 月 31 日 まで	平成 25 年 1 月 1 日 平成 25 年 12 月 31 日	平成 26 年 1 月 1 日 平成 49 年 12 月 31 日
預金利息	<b>20%</b> (国税 15%) (地方税 5%)	<b>20.315%</b> (国税 15.315%) (地方税 5%)	
公共債の利子			
株式投資信託の 譲渡益、分配金	<b>10%</b> (国税 7%) (地方税 3%)	<b>10.147%</b> (国税 7.147%) (地方税 3%)	<b>20.315%</b> (国税 15.315%) (地方税 5%)

※今後、税制が改正された場合は、内容が変更になることがあります。

※記載されている税制の説明は、一般的な内容です。課税の詳細については、お住まいの管轄税務署にご確認ください。



田川信用金庫

平成 24 年 6 月